

# 令和7年度シン・いばらきメシ総選挙グランプリグルメ等県内展開支援業務委託仕様書

## 第1 委託件名

令和7年度シン・いばらきメシ総選挙グランプリグルメ等県内展開支援業務委託

## 第2 実施主体

シン・いばらきメシ総選挙実行委員会（以下「実行委員会」という。）

## 第3 事業の目的

本事業は、令和6年10月12日から同月14日まで茨城県三の丸庁舎で開催したシン・いばらきメシ総選挙 2024～市町村対抗 いばらき最強グルメ決定戦～（以下「シン・いばらきメシ総選挙」という。）において、グランプリを受賞したグルメ（以下「グランプリグルメ」という。）を中心に、茨城県内における提供店舗の拡大及びシン・いばらきメシ認知拡大を図るためのプロモーションを実施することにより、「食」の観光資源としての定着化及び「食」を通じた地域振興を図ることを目的とする。

## 第4 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

## 第5 委託業務の内容

上記第3の目的を踏まえ、受託者は以下の業務について、企画提案し、実行委員会と協議のうえ実施すること。

### 1 対象グルメ

茨城県内における提供店舗の拡大及びプロモーションを実施する対象グルメは、以下のグランプリグルメとする。なお、実行委員会と協議の上、必要に応じて対象グルメは変更出来るものとする。

区分	グランプリグルメ（市町村）
一般料理部門	シン・茨城あげそば～パリッ！カリッ！5つの味変シン食感～（五霞町）
スイーツ部門	ダイヤモンドブラン（小美玉市）

### 2 シン・いばらきメシグランプリグルメ等県内集中プロモーションの実施

茨城県内における対象グルメの提供店舗の拡大及びシン・いばらきメシの認知拡大を図るため、以下に示す県内におけるプロモーション（以下「県内集中プロモーション」という。）を実施すること。

#### 【県内集中プロモーション概要】

区分	内容
実施期間	令和7年秋季2～3か月程度とすること。他の効果的な期間があれば、契約期間の範囲内で期間を提案すること。
対象施設	原則、茨城県内の飲食店・商業施設とする。
実施事項	ア 参加店舗において、開催期間中、対象グルメのうち1種類以上を提供

	イ 参加店舗への誘客並びに対象グルメ及びシン・いばらきメシの認知向上のために効果的なPR活動を実施
--	---

#### (1) 参加店舗の選定

参加店舗の選定にあたって受託者は予め目標（店舗の業種や数など）や参加店舗候補、アプローチ方法を実行委員会に示し、協議したうえで参加店舗へアプローチすること。なお、県内集中プロモーション終了後も継続して対象グルメを提供できる店舗を優先すること。

#### (2) 実施要領の策定

県内集中プロモーションの実施に際して、参加店舗向けの要領を作成し、参加店舗に内容を説明すること。なお、詳細は実行委員会と協議のうえ決定すること。

#### (3) 県内集中プロモーションの運営及び実績の取りまとめ

- ・ 県内集中プロモーション実施期間中、参加店舗の状況を確認し、当初の予定に変更等があれば速やかに実行委員会へ報告すること。
- ・ 参加店舗に対して、レシピ・材料等のアドバイスや参加店舗が提供しやすくなる仕組づくり、情報提供をするなど、県内集中プロモーションの円滑な実施につながる工夫をすること。
- ・ 参加店舗に対して、委託業務終了後も対象グルメの提供を継続できるよう、長期的な提供を見据えた提案や調整を実施すること。
- ・ 県内集中プロモーション実施期間中における参加店舗の販売実績（販売価格、売上個数等）を情報収集し、その結果を2週間に1回程度報告すること。なお、販売実績に基づき、実行委員会と協議のうえ、必要に応じて参加店舗に対して提供に係る助言を行うこと。

#### (4) PR活動

参加店舗への誘客並びに対象グルメ及びシン・いばらきメシの認知向上のために効果的なPR活動（スタンプラリーやフェア等の開催、ターゲティング広告など）を実行委員会と協議のうえ実施すること。なお、県内集中プロモーションの実施にあたっては、テレビをはじめとしたメディアでの露出が獲得できるよう実行委員会と協議のうえ、プレスリリースの配信等を実施すること。

### 3 市町村及び事業者との連携

上記2の円滑な実施に向けて、実行委員会のほか、対象グルメでシン・いばらきメシ総選挙に参加した市町村及び事業者と、意見や情報の交換を密に行うこと。

## 第6 実施体制

### 1 受託者の体制

受託者は、本事業実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置し、実行委員会との連絡調整窓口となること。実行委員会から報告を求められた場合や是正などの対応を求められた場合など、実行委員会からの申し入れ事項があった場合は、速やかに対応すること。また、必要に応じて、業務分担ごとに責任者を置くなど、円滑な業務運営に努めること。

### 2 統括責任者

統括責任者は、本事業受託後、本事業に係る全体計画や運営体制を定め、進行管理や業務従事者の統括、関係機関との連絡調整など本事業全体を適切に統括すること。

## 第7 委託業務完了時に提出する成果品

### 1 納入物品

(1) 事業実施報告書（以下の事項を記載すること。）

ア 県内集中プロモーション実施期間、参加店舗、対象グルメの提供状況

イ 県内集中プロモーションでのPR実施内容（メディア露出結果を含む）

ウ その他実施した県内集中プロモーションの結果

(2) 本業務で作成したPR資材等のデザインデータ

(3) 上記のデータを収めた記録媒体（提出方法については実行委員会が別途指示する）

### 2 納入期限

令和8年2月28日

### 3 納入場所

実行委員会事務局（茨城県政策企画部地域振興課内）

## 第8 受託者の責務

### 1 苦情等の処理

業務実施で生じたトラブルなどについては、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、実行委員会と十分に協議を行うこと。

### 2 法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、条例、規則、関係法令、会場となる施設の利用規則などを十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

## 第9 その他（留意点等）

1 受託業務に実施にあたっては、実行委員会と十分に協議すること。また、実行委員会との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。

2 受託業務の実施にあたって疑義が生じた場合又は業務上重要事項の判断等にあたっては、実行委員会と調整のうえ、承認を受けること。

3 実施する業務については、状況の変化等により業務内容を変更することがあり得るものとする。その際は、あらかじめ実行委員会と調整を行い、承諾を得ること。

4 本委託の履行に係る経費は、本仕様書に特に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。

5 本件は、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付決定を前提に実施する事業であり、国において事業決定がなされなかった場合、または、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、この手続きの変更等（中止も含む。）を行うことがある。

6 その他、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合などは、その都度実行委員会と協議し処理すること。